

和福障第 124号
令和2年4月10日
(2020年)

各指定生活介護事業所 管理者 様
各指定自立訓練事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスへの対応に伴う居宅等における取扱いについて

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市においても、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生が確認されましたが、各事業所の皆様には、新型コロナウイルスについて、正しい認識を持つとともに、感染対策マニュアル等を通して、なお一層の感染拡大防止に向け取り組んでいただいているところと存じます。「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（令和2年3月10日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」において、障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、以下の場合に利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能となっております。

- 1 都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合
- 2 サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者感染のおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合

本市では今般のコロナウイルス感染拡大の状況は、上記2にあたりと判断しますので、在宅でのサービス提供を行う際には、別に定める届出書及び報告書の提出をお願いいたします。

なお、本取扱いについては、当面の間、適用することとしますが、今後の国の情勢等を踏まえ、変更等あった場合には、随時通知にてお知らせさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様に対する問い合わせ窓口及び生活に不安を感じておられる市民の皆様を支援するための相談窓口については、和歌山市ホームページ上にて掲載しておりますので、ご参照ください。

【新型コロナウイルス感染症に関連する情報】

ホームページ番号：1027184

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1027184/index.html>

(連絡先)

和歌山市障害者支援課

073-435-1060

事業所指定担当（瀧、北尾、西中）